

千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問への回答 その1

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
1	入札説明書	P7	Ⅲ	8	(1)					設計・建設業務期間	「事業契約締結日から令和7年12月末まで」とありますが、既設農業用水管の撤去工事を除き、工程の制約は無いものと考えてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
2	入札説明書	P11	Ⅲ	14	表3					応募者ヒアリング及び非価格審査・開札	当日のヒアリングに関し、応募者からの説明内容、説明時間についてご教示願います。また、落札者の決定は同日となるのでしょうか。	応募者ヒアリングの詳細については、基礎審査通過者に対して別途通知します。後段の落札者の決定については、ヒアリングと同日ではありません。後日、応募者の代表企業に落札者決定の通知をします。
3	入札説明書添付資料3	P2	2	(2)						運営維持管理業務に係る対価(変動費相当分)	変動費 ①電気料金等(従量料金)とありますが、再エネ賦課金も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	入札説明書添付資料4	P1	2	(3)						対価の減額方法②	当該要求水準未達状態が「60日を超えるもの」と発注者が合理的に判断した場合、とありますが、継続していない場合でも断続的に未達状態が生じている場合に、通算して日数を累積するか否かの判断を貴市が行うというご趣旨でしょうか。また、その貴市ご判断における基本的な考え方をご教示くださいますようお願いいたします。	原則、要求水準未達状態が「60日を超えるもの」と合理的に判断した場合は、当該未達状態が継続して改善されない状態を言います。断続的な未達状態が生じている場合については、受注者の要求水準未達状態の解消に向けた必要な措置の実施状況など、総合的に判断します。
5	全般									全般	要求水準書には記載されていない、現状の困り事及び要望等があればご教示願います。	以下のとおりです。 ①生物処理の栄養剤として使用しているIPAについて、コロナ禍での需要ひっ迫により供給が安定せず、処理に支障が出た時期があること。 ②インフレや為替変動の影響による価格高騰などの影響を受けやすいこと。 ③処分場内の調整槽のデータは塵芥の管理棟に送られていないため不便 ④処理場内の調整槽のポンプは塵芥の管理棟で制御することができないため、調整槽からの送水を止めたい場合は、調整槽の現地で操作する必要がある。 ⑤前凝沈の排泥ポンプで砂が多く故障が多い。 ⑥水質検査室の機能が果たされず物置となっている。 ⑦凍結は1, 2, 3月で発生する。脱水(配管)、凝集ポリマーの出口が凍りやすい ⑧地盤沈下
6	要求水準書設計・建設業務編	P1	第1章	第2節	4	1)				埋立廃棄物	各埋立区画毎の埋立期間と埋立物組成が分かりましたら、ご教示願います。	参考資料を提供します。提供を希望される場合は入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。
7	要求水準書設計・建設業務編	P2	第1章	第3節	1	4)	(1)			基本条件敷地周辺設備電気	ハンドホールの数量および配置は変更可能でしょうか。	ご提案に委ねます。設計・建設業務において協議し決定するものとします。
8	要求水準書設計・建設業務編	P2	第1章	第3節	1	4)	(2)			基本条件敷地周辺設備用水	プラント用水についても市水を使用する計画でよろしいでしょうか。地下水などの水源はありますか。	市水道の利用を計画してください。
9	要求水準書設計・建設業務編	P4	第1章	第4節	1					公害防止基準排水に関する基準値管理基準	放流水の管理基準項目において、既設処理施設の処理状況で基準値に近い項目(もしくは基準値を超える)はございますでしょうか。	第1回入札説明書等に関する質問回答後に放流水質のデータ(H25～R3年度の水質管理月報)を提供済です。
10	要求水準書設計・建設業務編	P8	第1章	第11節	6)	(2)	①			構内道路及び駐車場	敷地への出入り口を除く歩道部分に関しては、現状のままとし工事対象範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	要求水準書設計・建設業務編	P8	第1章	第11節	7)	(4)				工事範囲その他説明用パンフレット	説明用パンフレットの提出部数が定められていませんが、pdf等の電子ファイルでの提出と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(設計・建設業務編)p25に記載のとおり、パンフレット(A4版500部、CD-R1部(電子データ))とします。
12	要求水準書設計・建設業務編	P13	第2章	第1節	11	2)				基本的事項浸出水処理施設工事総則	引渡し後の保証期間中の点検に関しては維持管理業務内での対応の認識でよろしいでしょうか。	要求水準書P17の6)に記載のとおり、「契約不適合責任期間中の点検、整備及び補修」については、設計・建設業務の範疇となります。
13	要求水準書設計・建設業務編	P13	第2章	第1節	11	3)				保証期間における破損・故障等	「保証期間中に生じた全ての破損および故障等は、建設事業者の負担により速やかに補修、改造、または取替えを行わなければならない。この場合、技術者の派遣等も建設事業者の負担とし、本市に納付した予備品、消耗品、材料等を使用したときは、速やかに補充しておかなければならない。」とございますが、保証期間中であっても建設事業者の責によらない破損および故障等、並びに保証期間終了後の破損および故障等は保証の対象ではなく、これらの補修、改造、取替え等の作業は運営維持管理業務の業務範囲の一部として行われるものと理解してよろしいでしょうか。	保証期間中については、要求水準書P13の11 1)に記載のとおり、「不測の事故に起因する場合は設計・建設業務の範疇外となります。保証期間終了後については、お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
14	要求水準書 設計・建設業務編	P15	第2章	第1節	12	1)	(1)	①		施工の契約不適合責任	「この期間内に発生した設計の契約不適合は、設計図書に記載した施設の性能及び機能に対して建設事業者の責任において回復するものとする」とありますが、この設計図書とは第2章第1節2 (P.9) に記載されている設計図書と同義でしょうか。	設計図書とは、第2章第1節2 (P.9) に記載されている設計図書のほか、事業提案書を含みます。
15	要求水準書 設計・建設業務編	P15	第2章	第1節	12	1)	(2)	①	ア)	施工の契約不適合責任	「浸出水処理施設のプラント設備 3年」とありますがあくまで施工の契約不適合責任期間であり、プラント設備機器本体の契約不適合責任期間については建設工事請負契約書(案)第57条2項に記載の通りと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書の記載のとおり、3年とします。プラント工事は、建屋、水槽、配管等の他、ポンプ、フロア、攪拌機、脱水機、電気制御盤等の設備機器本体から構成されており、これらがすべて有効に機能して、はじめて「水処理」という性能を発揮すると考えます。建設工事請負契約書(案)の記載は訂正します。
16	要求水準書 設計・建設業務編	P16	第2章	第1節	12					1) 契約不適合責任 5) 契約不適合の回復 (2) 契約不適合判定に要する費用	第1回入札説明書等に関する質問(入札参加資格以外に関する質問) No.37に対する貴市ご回答にて「調査は合理的な疑いがある場合にのみ実施する」とありましたが、質問回答より要求水準書を優先するお考えでしたら、要求水準書内の当該箇所にて明記いただけませんか。	要求水準書より質問回答を優先します。その他の質問回答においても同様です。
17	要求水準書 設計・建設業務編	P17	第2章	第1節	12	6)				法定点検について	「引き渡し後プラント工事3年間、土木建築工事2年間における本施設に係るすべての定期点検(法定点検を除く)」と記載がございますが、引き渡し後3年もしくは2年経過後の法定点検は継続して発注者負担と考えてよろしいでしょうか。	維持管理運営事業の範囲とします。
18	要求水準書 設計・建設業務編	P17	第2章	第1節	12	6)				法定点検について	法定点検としては、土木建築範囲としては建築基準法、消防法、浄化槽法等上で定められた点検、検査が適用されると考えてよろしいでしょうか。プラント工事関係では、水質汚濁防止法・電気事業法等発注仕様書に記載の法令に関する物と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書の記載の有無に関わらず、法令で定められた点検は全て法定点検とします。
19	要求水準書 設計・建設業務編	P17	第2章	第1節	12	6)				法定点検について	浄化槽法上、使用開始後3か月後の7条検査(浄化槽法第7条)、年1回の11条検査(浄化槽法第11条)、保守点検(浄化槽法第10条)、清掃(浄化槽法第10条第1項)が定められておりますがこれらはすべて法定点検に該当すると考えてよろしいでしょうか。	法令で定められた点検は全て法定点検とします。
20	要求水準書 設計・建設業務編	P17	第2章	第1節	12	6)				法定点検について	法定点検上、部品の交換等が発生した場合の費用は発注者側の負担と考えてよろしいでしょうか。	法定点検の実施及びその結果必要となる補修等については、維持管理運営業務の範囲とします。
21	要求水準書 設計・建設業務編	P17	第2章	第1節	12	6)				契約不適合 責任 期間中の点検、整備 及び 補修	「引渡し後プラント工事3年間、土木建築工事2年間ただし、調整槽及び水槽の防食については10年間における本施設に係るすべての定期点検(法定点検を除く)、整備・補修工事、各点検、整備・補修工事に必要な清掃並びに部品の交換等の費用は、建設事業者の負担とする。」とございますが、引渡し後プラント設備に関しては3年間、土木建築設備に関しては2年間(ただし、調整槽及び水槽の防食については10年間)のすべての定期点検(法定点検を除く)、整備・補修工事、各点検、整備・補修工事に必要な清掃並びに部品の交換等の業務は運営事業者の運営維持管理業務の業務範囲ではなく、建設事業者の設計・建設業務の範囲と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	要求水準書 設計・建設業務編	P22	第2章	第2節	2					全体配置計画	工事計画、施設配置計画歩道上に設置されている自立型ガードレールの位置を計画地前の歩道上に移動させて建設工事を行うことは可能でしょうか。また道路管理者との協議が必要な場合は応札前に協議を行うことは可能でしょうか。	道路管理者との協議により決定して下さい。また、道路管理者との協議は応札前に行うことは可能です。
23	要求水準書 設計・建設業務編	P22	第2章	第2節	2					全体配置計画	敷地内への出入り口場所に関しては、各社提案と考えてよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。設計・建設業務において協議し決定するものとします。
24	要求水準書 設計・建設業務編	P23	第2章	第3節	1	7)				近隣に対する対応	近隣への説明時は請負者側は資料作成を行う補助業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	資料作成のほか、説明時に同席して頂く場合があります。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
33	要求水準書設計・建設業務編	P23	第1章	第4節	1)					公害防止基準排水に関する基準値放流先の種類	参考図記載内容では放流管が架空配管となっておりますが図面通りの方法にて施工でよろしいでしょうか。配管ラックが必要となります。	設計図書に明示していない事項であっても、工事の性質上必要な設備等、または工事施工上当然必要と思われるものについては、原則として建設事業者の責任において完備するものとします。
25	要求水準書設計・建設業務編	P23	第2章	第4節	5)						非常用発電機の燃料は何を使用する計画でしょうか。	ご提案に委ねます。調達しやすい燃料をご検討ください。設計・建設業務において協議し決定するものとします。
26	要求水準書設計・建設業務編	P23	第2章	第4節	5)						最低限の稼働とありますが建築設備（テレビなど）も含まれますか。	最低限の稼働に必要な建築設備は含まれます。詳細については、設計・建設業務における協議とします。
27	要求水準書設計・建設業務編	P23	第2章	第4節	5)						最大、何日間の使用を想定しているでしょうか。	最低3日以上を想定していますが、最大運転日数についてはご提案に委ねます。なお、要求水準書 運営維持管理業務編p20のとおり「商用電源途絶後72時間までは運営事業者の負担とし、72時間を超えて対応が必要になった場合には本市との協議により決定すること」とします。
28	要求水準書設計・建設業務編	P24	第2章	第5節						工事用用地	既存施設と今回建設予定地の間に幅6～8m程度の土地がございますがこちらの土地は工事作業上の事務所、駐車場、資材置き場として利用することは可能でしょうか。可能な場合には、計画地との間の用水路に仮設横断出来る物を設置して、直接出入り出来ると考えてよろしいでしょうか。又、公道からの出入りは、既存施設の出入り口横のフェンス部分からの出入りが出来ると考えてよろしいでしょうか。工事完了時は、フェンスの復旧を行う考えです。又、借地が出来る場合は、無償と考えて宜しいでしょうか？有償の場合には、㎡当たりの賃料を教えてください。	警備等の管理及び現状復旧を行う場合は、無償で利用を認めます。また、用水路に仮設横断できる物を設置することは認めません。使用する際には以下の内容にご注意ください。地盤が大変緩い為、車等の重量物は抜け出せなくなる可能性が高いです。通常時の晴天日でも地盤は緩いですが、雨が降ると更に緩く長靴を履いていても足が沈んでいくため既存施設の作業員は誰も近寄らないほどになります。もし、使用する場合は鉄板を敷く等の改良は必要と思われます。フェンスを取り外して出入りする場合も、フェンス付近は道路からの勾配がきついため、盛土等が必要と思われます。また、隣接する水路の構造物を破損しないようご注意ください。
29	要求水準書設計・建設業務編	P24	第2章	第5節						工事用用地	既存施設敷地内の空いているスペースにて現場事務所および駐車場を設置することは可能でしょうか。可能な場合には、無償で対応出来ると考えて宜しいでしょうか？有償の場合には、㎡当たりの賃料を教えてください。	不可と致します。
30	要求水準書設計・建設業務編	P24	第2章	第5節						工事用用地	既存施設の隣に谷当処理場がございますがこちらの施設の門扉前の空地を施設への出入り上支障がない範囲にて駐車場として利用することは可能でしょうか。可能な場合は、無償で利用出来ると考えて宜しいでしょうか？有償の場合は、1台当たりの賃料を教えてください。	不可と致します。
31	要求水準書設計・建設業務編	P24	第2章	第5節						工事用用地	上記No.23～25において、土地利用の際の具体的な条件がございましたらご教示願います。	No.23～25をご参照ください。
32	要求水準書設計・建設業務編	P27	第2章	第6節	1	1)				基本的事項 浸出水処理施設工事 総則	調整槽容量1500m ³ 以上について計算根拠などはあるのでしょうか。	調整槽容量は、過去8年間におけるピーク時（H28.9～10月）の実績水量を基に増設容量を設定しています。なお、1500m ³ を超える容量の提案を妨げるものではありません。
34	要求水準書設計・建設業務編	P30	第2章	第6節	2	2)	(2)			基本的事項 浸出水処理施設工事 処理設備仕様	排砂ポンプの送水先は埋立地と想定しますが、そこまでは配管もしくはホースなどで送水でしょうか。その場合の配管ルートをご教示願います。	提案に委ねます。なお、下田最終処分場は埋立を終了していることから、埋立地への送水は不可とします。
35	要求水準書設計・建設業務編	p42	第2章	第6節	2	4)	(6)	⑧	イ)	基本的事項 浸出水処理施設工事 処理設備仕様	減速機架台の仕様がSS400+Znメッキとなっております。本書の別項に記載されているフェノール樹脂塗装もしくはSUS304の仕様と異なりますがよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の「SS+Znメッキ」のとおりとします。なお、性能を上回る内容の提案を妨げるものではありません。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
36	要求水準書設計・建設業務編	P48	第2章	第6節	2	7)	(4)				生物処理にメタノールではなく、イソプロピルアルコールを使用しているようですが今回はメタノールでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	要求水準書設計・建設業務編	P64	第2章	第6節	3	3)	(12)	②		建築設備	建設工事竣工後の2年間の契約不適合責任期間及び、維持管理期間内の空調機器等の清掃頻度に関しては請負者の任意と考えてよろしいでしょうか。維持管理期間内の部品交換等が発生した場合には、発注者負担と考えてよろしいでしょうか。	前段に関しては、ご提案に委ねます。契約不適合責任期間は建設事業者の負担とし、それ以降の維持管理期間内は運営事業者の負担とします。
38	要求水準書設計・建設業務編	P67	第2章	第6節	4	1)	(7)	④		基本的事項 浸出水処理施設工事 処理設備仕様	再生可能エネルギー等導入計画に関して、太陽光パネル等と記載がありますが、設置場所は建屋でよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
39	要求水準書設計・建設業務編	P67	第2章	第6節	4	2)	(2)	④		既設調整槽設備の遠隔監視	遠隔監視システム「コルソス」を活用しと記載がございますが、新施設の中央監視室からの記録、監視が目的であり、遠隔監視の機能が満足できていれば別のシステムを使用してもよろしいでしょうか。	提案に委ねます。詳細については、設計・建設業務において協議し決定するものとします。
40	要求水準書設計・建設業務編	P69	第2章	第6節	5	2)	(2)				塗装色については既設と同様にする必要がありますか。	ご提案に委ねます。設計・建設業務において協議し決定するものとします。
41	要求水準書設計・建設業務編	P69	第2章	第6節	5	2)	(2)				既設にてホッパー架台の一部がSUSとなっていました但し今回は要求仕様書に則り、塗装仕様でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。詳細については、設計・建設業務において協議し決定するものとします。
42	要求水準書設計・建設業務編	P72	第2章	第7節	1	1)				敷地造成	現状計画敷地境界と歩道間に1m程度の幅および段差がございますが計画地内の盛土を行うと、谷状となります。敷地造成レベルに合わせて歩道との間部分の処理をご教示願います。道路管理者との協議が必要だと思います。応札前に協議を行うことは可能でしょうか。特に、出入り口部分は、計画敷地内では無く、道路部分となります。盛土等を施工しなければ出入りが出来ません。	道路管理者との協議により決定して下さい。また、道路管理者との協議は応札前に行うことは可能です。
43	要求水準書設計・建設業務編 添付参考図面	添付 No. 15								導水管切替	No. 9既設2号人孔内部の詳細を教示願います。	参考資料を提供します。提供を希望される場合は入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。
44	要求水準書運営維持管理業務編	P9	第2章	第2節	1	3)	表4			環境監視業務	表4の観測井等の水質調査ですが、頻度年12回となっておりますがP34及びP35の別表4及び別表5では調査項目毎に頻度が分かれています。どちらを正とするのでしょうか。	p34及びp35の別表4及び別表5は、p9の表4の頻度年12回の内訳を示しています。
45	要求水準書運営維持管理業務編	P9	第2章	第2節	1	3)	表5			環境監視業務	表5の※1は間違いでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	要求水準書運営維持管理業務編	P9	第2章	第2節	1	3)	表5			環境監視業務	表5では頻度は年1回となっておりますが、P37の別表7では、ほぼ毎月行われています。どちらを正とするのでしょうか。	各地点の調査頻度は年1回であり、毎月異なる地点の調査を行うためです。
47	要求水準書運営・維持管理業務編	P9	第2章	第2節	1	3)	表6			表6ガス抜き管等の発生ガス調査	過去に実施された発生ガスの分析調査報告書を開示願います。	参考資料を提供します。提供を希望される場合は入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。
48	要求水準書運営・維持管理業務編	P15	第2章	第2節	2	2)				脱水汚泥搬出業務	貴市、特別目的会社及び脱水汚泥運搬業者の間で一般廃棄物運搬の三者契約を締結する場合には、脱水汚泥運搬業者への支払いは、様式7-2の固定費の「運転経費（用役費）」に含まれると考えてよろしいでしょうか。」	脱水汚泥の運搬業者への支払は、運転経費に含まれると考えて差し支えありません。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
49	要求水準書 運営・維持管理業務編	P16	第2章	第2節	2	3)	(1)	②		保守点検業務	②法定点検として貴市で想定されているものがあればご教示ください。運営維持管理業務に関わる法定点検として、建築基準法、浄化槽法等上で定められた点検、消防法（消防設備点検）、自家用電気工作物に関する保守点検の点検・検査が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	法令で定められた点検は全て法定点検とします。
50	要求水準書 運営維持 管理業務編	P18	第2章	第2節	3					既存浸出水処理施設	既存浸出水処理施設の建屋の立面図、平面図の御提示をお願い致します。	参考資料を提供します。提供を希望される場合は入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。
51	要求水準書 運営・維持管理業務編	P19	第2章	第2節	4	3)	(1)			電気	再生可能エネルギー電力購入利用割合の目標値につき、第1回入札説明書等に関する質問（入札参加資格以外に関する質問）No.83にて「原則、目標値の変更は認めません」とのご回答、またNo.88に対する貴市ご回答にて、「目標未達の場合には入札説明書添付資料4のとおり対価を減額する」とありますが、近時の世界情勢等のもとにおいては、予定していた再エネを調達できない場合に別途再エネ電力を調達することが現実的に困難となることをご想定されます。かかる場合、添付資料4の2(1)での「原因が受注者の責めに帰すべき事由以外の事由によることを合理的な資料により証明した場合」を充たし得ると理解してよろしいでしょうか。また、かかる証明ができない場合、(2)対価の減額方法①での「受注者が支払を免れた費用」をどのように算出することになるのか、ご教示願います。	予定していた再エネの調達が現実的に困難となった場合は、入札説明書添付資料-4 2 (1)の規定に従い、当該再エネの調達が困難であることを合理的な資料で証明してください。 価格高騰のため、調達ができないとの申出のみでは「原因が受注者の責めに帰すべき事由以外の事由によることを合理的な資料により証明した場合」を充たしたとは見なしません。 後段の対価の減額方法①での「支払いを免れた費用」の算出は、電気の契約状況等から再エネ価値分の費用を総合的に判断します。
52	要求水準書 運営・維持管理業務編	P19	第2章	第2節	4	3)	(1)			電気	本施設の電力契約については運営事業者とありますが、昨今の電力事業から民間事業者が一般配送電事業者との間での新規契約自体を締結できず、割高な最終保障供給料金となる状況も生じております。最終保障供給料金自体が逆ザヤになっていることもあり、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会において、同料金体系の見直し提言も行われる中で、本事業における電力調達が不安定な状況から、民間事業者ではなく発注者様側の契約として検討願います。	要求水準書記載のとおりとします。 電力調達が不安定な状況でも電気事業者との関係においては、公共側であっても民間事業者側であっても、電力の調達状況に違いは生じないと考えられ、公共側で契約する場合、調達先決定に至る過程に自由度が低いことから、民間事業者が契約する場合と比べ、公共側で契約することによるメリットは限定的なものであると考えます。 実際に電力を使用する民間事業者が電気料金を負担することで、施設運営に係る効率的な電気利用の観点から、運営の最適化や効率化の実現がなされ、適切な電気利用が図られるものと期待しています。
53	要求水準書 運営・維持管理業務編	P20	第2章	第3節	②					事業期間終了時の対応	事業期間終了後、本施設の機能確認、性能確認合格による事業契約終了までの期間が生じた場合、その期間の運転業務委託費については、受注者の責めに帰すべき事由がない場合には、発注者にてご負担いただくとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	要求水準書 運営・維持管理業務編	P25	別紙1	別図2						別図2下田最終処分場	跡地利用されている現在の下田最終処分場（その1、その2、汚水ピットの処分場）において、埋立物組成、廃棄物層厚、最終覆土層、キャッピングシート、盛り土層の構造を教示願います。	参考資料を提供します。提供を希望される場合は入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。
55	要求水準書 運営・維持管理業務編	P28	別紙3	別図3						別図3下田最終処分場から浸出水処理施設への送水フロー	汚水ピットに流入する浸出水に関して、処分場の面積、配置（図面）、埋立期間、埋立物組成、処分場構造（集水管を含めて）を教示願います。	参考資料を提供します。提供を希望される場合は入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。
56	要求水準書 運営・維持管理業務編	P28	別紙3	別図3						別図3下田最終処分場から浸出水処理施設への送水フロー	No. 1、No. 2揚水井からの揚水は、浸出水に含まれないでしょうか。	No. 1、No. 2揚水井の揚水は地下水であり、汚水送水ピット側のバルブは常時閉じ、雨水排水管へ放流しているため、浸出水には含まれません。年2回の公共分析時及び分析の結果基準値を超過した場合は汚水送水ピット側のバルブを開けております。

千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問への回答 その1

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	質問回答
57	要求水準書・運営維持管理業務	P28	別紙3	別図3					下田最終処分場	流入元である下田最終処分場の調整槽、ピット（汚水ピット、その1,2浸出水集水ピット、その1,2既設浸出水集水ピット、汚水送水ピット）におけるポンプ・液面の制御方法についてご教示ください。	参考資料を提供します。提供を希望される場合は入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。
58	要求水準書 運営・維持管理業務編	P41	別紙4	別図5					別図5下田最終処分場における調査地点	別図5に示されているゴルフ場内（処分場内）のガス抜き管について、その口径・構造をご教示願います。また、ガス抜き管と接続する集水管の配置・構造・口径についてもご教示願います。	参考資料を提供します。提供を希望される場合は入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。
59	要求水準書 運営維持管理業務編	P45	別紙7	別表17					公共水質分析の分析項目及び頻度	分析頻度の年1回：7月、年2回：7月、1月と記載がありますが分析実施月の変更は可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
60	要求水準書 運営維持管理業務編	P46	別紙8	別図8					放流水路の清掃範囲	水路の距離、幅、深さをご教示願います。	第1回入札説明書等に関する質問回答後に資料を提供済みです。「下田最終処分場浸出水処理施設建替基本設計業務委託 報告書」の第4章図4.1のとおり、幅2,000mm×深さ1,700mmです。距離は地図等を参考して下さい。
61	様式集	様式8							添付資料の格納について	様式8で提案する内容を補足する添付資料がある場合、様式8提出資料の最後に添付資料と分かる形で整理し提出してよろしいでしょうか。ほかに添付位置のご指定箇所がある場合ご教示願います。	根拠資料等の添付資料がある場合は、事業提案書には添付せずに別途ご提出ください。なお、添付資料は提案内容を確認するためだけに用いるため、評価の対象とならないことをご留意ください。
62	非価格要素審査に係る提出書類	様式8-1	1	ア					長寿命化計画	30年にわたる処理施設の利用とありますが、埋立跡地の利用方法の変更等、30年以内に流入水質に影響を与える恐れのある計画等はあるでしょうか。	現在のところありません。
63	様式集	様式8-8	2	イ					再生可能エネルギー電力の購入利用割合	施設の購入電力に対する再生可能エネルギー電力の購入、再生可能エネルギー電力の購入などの割合の数値目標について、運営開始時から毎年モニタリングを行うとの認識で良いでしょうか。	モニタリングは毎月行います。
64	技術提案書	様式8-8	2	イ					再生可能エネルギー電力の購入利用割合	可能であれば、千葉市内の該当事業所をご教示頂けないでしょうか。	市から特定の事業者を提示することはできません。なお、事業者の所在地は限定しません。
65	基本契約書(案)	P4	第3条						事業の概要等	要求水準書等を構成する入札説明書・同添付資料・同別添資料である要求水準書と貴市の質問回答・対話結果の各間の適用に関する優劣関係並びに事業提案書とこれらとの適用に関する優劣関係をご教示願います。	優劣関係としては、質問回答（対面結果）、要求水準書等（入札説明書・同添付資料・要求水準書）、事業提案書の順に優先するものとします。ただし、事業提案書が質問回答・対話結果や要求水準書等よりも厳格又は望ましい水準を規定している場合には、事業提案書が質問回答（対話結果）、要求水準書等に優先するものとします。
66	基本契約書(案)	P11	第15条						契約の終了	基本契約が解除された場合の基本契約以外の事業契約における損害賠償金については、各事業契約における当該定めが「重疊的に適用」されたとしても、貴市に生じた損害の範囲での損害賠償金額となるとの理解で相違ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	建設工事請負契約書(案)	P2	第1条						総則	「この契約」の定義については、第1条1項にて、添付約款のほか、要求水準書等や事業提案書を包含する内容とされています。第14項での優先順位の定めにおける「この契約」とあるのは、建設工事請負契約書（添付約款を含む）のみを意味するもの（第1項での「この契約」との定義内容と異なる）との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。契約書において修正いたします。
68	建設工事請負契約書(案)	P2	第1条						総則	「この契約」「要求水準書等」「事業提案書」と基本契約との適用に関する優劣関係をご教示願います。	基本契約は、建設工事請負契約等を束ねる独立した役割を有する契約であり、事業者が実際に工事・運営を行う場合には、個別の契約に基づいて行われます。よって、基本契約と「この契約」・「要求水準書等」・「事業提案書」間に優劣関係はございません。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
69	建設工事請負契約書(案)	P2	第1条							総則	「要求水準書等」を構成する資料の内、入札説明書・同添付資料・同別添資料である要求水準書はいずれも同日公表されております。各間の適用に関する優劣関係をご教示願います。	入札説明書・同添付資料・要求水準書については優劣関係はありません。
70	建設工事請負契約書(案)	P2	第1条							総則	「締結の日付が後のものが優先する」とありますが、要求水準書等の内部では、入札説明書や要求水準・質問回答・対話結果の内容よりも、その後に締結される基本契約書の内容が最優先となるのでしょうか。	基本契約書に紐づいている建設工事請負契約、運営業務委託契約が、入札説明書・要求水準書・質問回答・対話結果に優先します。ただし、事業者と契約を締結する時点において、変更された要求水準書や質問回答・対話結果の内容を踏まえ、齟齬が生じないように建設工事請負契約や運営業務委託契約を修正します。
71	建設工事請負契約書(案)	P8	第18条							条件変更等	第4項による訂正又は変更は、第1項各号の事実が確認された場合の予期することができない事情変更による訂正・変更であり、受注者に帰責性があるものではありませんので、訂正又は変更にかかる費用及び工期のリスクに関しては発注者側帰責の有無にかかわらず受注者が負担すべき合理性はございません。本項については、公共工事標準請負契約約款第18条第5項の規定同様に、第4項の訂正又は変更が行われた場合には「発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担」としていただきますよう、お願いいたします。	原案とします。DBOである本事業は、設計から工事までを一括して事業者の責において行うものである以上、本項及び第19条に基づき行われる設計図書の変更は、原則事業者の責により行われる必要があるためです。ただし、発注者側に帰責事由がある場合には、第5項但書記載のとおり、発注者の負担とします。
72	建設工事請負契約書(案)	P8	第19条							設計図書の変更	第1項に定める(設計図書の)変更については、発注者ご請求による設計図書の変更ですので、受注者が費用及び工期のリスクを負担すべき合理的理由はございません。従いまして、第1項に定めるところに従って設計図書の変更が行われる場合については、公共工事標準請負契約約款第19条第2文同様、「発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担」とし、本項原案は「前2項」ではなく「第2項」に定める設計図書の変更のみに適用される内容とするご修正をお願いいたします。	原案とします。ただし、発注者の独断等、発注者の責めに帰すべき事由に基づく設計図書の変更については、第19条第3項但書が適用され、発注者が第19条第3項に基づく対応を行うことを確認します。
73	建設工事請負契約書(案)	P9	第25条							請負代金額の変更方法等	請負代金額の変更と異なり、増加費用又は損害の負担方法については、損害に係る必要な費用の負担額の決定の性質を含むものであり、協議不調の場合に発注者が一方的に通知にて決定するという事は損害賠償請求権の制限になることから不適切と思料いたします。協議不調の場合には、紛争処理手続きでの解決事項と理解しております(公共工事標準請負契約約款の第25条第3項及び同条項に関する逐条解説)。従いまして但書の記載は、削除をお願いいたします。	協議不調というリスクに対して迅速に対応する必要があるため、本項但書は原案とします。ただし、増加費用又は損害については、発注者及び受注者の協議結果を踏まえ決定されるものとします。なお、増加費用又は損害について事業者に異議がある場合には、第60条に基づいて紛争処理手続きに進むことは可能です。
74	建設工事請負契約書(案)	P11	第34条							部分使用	協議不調の場合に、発注者が受注者に及ぼした損害についてその負担額を発注者が一方的に決定して通知することは受注者に対する公平性を欠くものであり不合理ですので、公共工事標準請負契約約款第34条・同25条第3項と同様とするべく、本項の但書の記載は削除をお願いいたします。	協議不調というリスクに対して迅速に対応する必要があるため、本項但書は原案とします。ただし、発注者の負担額については、発注者及び受注者の協議結果を踏まえるものとします。なお、発注者の定めた負担額について事業者に異議がある場合には、第60条に基づいて紛争処理手続きに進むことは可能です。

千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問への回答 その1

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
75	建設工事請負契約書(案)	p11	第37条						前払金	「貴市が別に定める基準」の内容についてご教示願います。	「千葉市建設工事等の前金払及び部分払に関する取扱要綱」及び「千葉市建設工事等の前金払及び部分払に関する要領」を参考にしてください。 (https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/keiyakukakiteisyu.html)	
76	建設工事請負契約書(案)	p12	第40条						出来高予定額	支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額が空欄となっていますが、工程の進捗に応じた出来高予定額としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
77	運營業務委託契約書(案)	P1	第1条						総則	第1項では「この契約」の定義として、本条項のほかに、要求水準書等及び事業提案書も包含する内容とされていますが、第3項以下での「この契約」は当該運營業務委託契約書(契約条項を含む)単体を指している表現のように思われます。第1項とその余の項での「この契約」とは別の意味であるならば、その区別がつくようにご修正いただけませんか(本条だけでなく第2条以下を含む、運營業務委託契約条項全体に共通)。	お見込みのとおりです。 契約書において修正いたします。	
78	運營業務委託契約書(案)	P16	第35条						発注者の解除権	不可抗力による場合には、本条は但書も含めて適用対象外であり、解除については第37条、費用等については第29条に従うことになるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
79	運營業務委託契約書(案)	P17	第35条						発注者の解除権	第8項の賠償金及び本項の賠償金の各支払義務は重畳的に適用されないものと理解してよろしいでしょうか。	第8項に定める事由及び第9項に定める事由双方に該当する場合には、第8項の賠償金及び第9項の賠償金の支払義務は重畳的に適用されます。	
80	第1回入札説明書等に関する質問(入札参加資格以外に関する質問)への回答	P7	No. 55						防水混和剤について	「メーカー技術者立ち合いの上、調合、混練を行うもの」とございますが立ち合いの頻度はどれくらいを想定していますか。	設計・建設業務において協議し決定するものとします。	
81	第1回入札説明書等に関する質問(入札参加資格以外に関する質問)への回答	P8	No. 60						既設浸出水処理施設の電力について	新設は既設と別に電力を引き込むことに関連した質問です。既設浸出水処理施設の電力費については、要求水準書(運営維持管理業務編)P19 第2章第2節4 3) (1)に記載されている電気代の事業者負担範囲が「本施設等」と既設も含む定義となっているように運営事業者の負担となるものと考えます。既設浸出水処理施設は、照明設備や機械警備システムを設置する可能性があるなど、多少の電力は使用する形になりますが、高圧のままでしょうか。また、照明設備や機械警備システム以外に電力を使用する機器または状況はあるのでしょうか。	お見込みのとおり、既存浸出水処理施設において使用する電力についても、全て運営事業者の負担となります。受電電圧につきましてはご提案に委ねますので、既存の高圧受電設備を使用しないで、事業者負担により低圧受電に改修していただいても結構です。なお、電力を使用する機器や状況につきましては、要求水準書に記載の業務内容からご判断ください。	
82	第1回入札説明書等に関する質問(入札参加資格以外に関する質問)への回答	P9	No. 64						敷地造成について	敷地造成レベルはハザードマップ上の浸水深さ以上を確保しつつ、提案上合理的なものであれば参考図と同等とする必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	